

10-2 市民所得の分配

(単位：百万円)

年 度	市町村民所得 (要素費用表示) 1 + 2 (3) + 3	1. 雇用者報酬	2. (1)財産所得 受取	(控除) (2)財産所得 支払	(3)財産所得 純受取 2 (1)-(2)	3. 企業所得
平成23年度	776,152	572,869	54,830	13,119	41,711	161,573
24	772,781	565,137	52,949	11,578	41,371	166,274
25	797,494	566,610	53,866	10,239	43,628	187,257
26	798,759	586,474	55,774	9,267	46,508	165,778
27	822,465	592,448	57,542	8,218	49,324	180,693
28	835,463	606,778	58,340	7,487	50,853	177,832
29	854,565	630,658	59,137	6,706	52,431	171,476
30	854,314	642,323	58,069	5,973	52,096	159,895
令和元年度	850,566	654,385	56,557	5,629	50,928	145,253
2	797,366	653,921	52,329	5,209	47,120	96,324

資料：福岡県オープンデータサイト「福岡県 市町村民経済計算（平成23～令和2年度）（平成27年基準）」

※「市民所得」とは、市内居住者が1年間に受け取った所得を生産の行われた場所のいかんを問わず把握するものである。この場合の居住者とは、人だけではなく、法人企業や政府機関など全般に適用される概念である。また、生産活動において労働、資本、土地などの生産要素を提供することの対価として、市内居住者（企業を含む）に分配される付加価値の総額で、賃金、利子、地代、企業利潤などの所得から形成され、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得に分けられる。

※「雇用者報酬」とは、労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、賃金・俸給（賃金、給料、手当など現金で支払われるものや給与住宅差額家賃などの現物給与を含む）と雇主の社会負担（雇主の社会保障基金や年金基金への負担額、退職一時金など）で構成される。なお、雇用者とは個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての就業者をいい、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

※「財産所得」とは、金融資産や土地などを提供する見返りとして受け取る所得のことで、利子、法人企業の分配所得（配当等）、その他の投資所得及び賃貸料に分かれる。また、企業の営業余剰・混合所得の受取と支払を加除したものであり、税や社会保障等の経常移転による再分配前の所得を表している。

※「企業所得」とは、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業により分類される。